

石渡社会保険労務士事務所

連絡先: 〒140-0011 品川区東大井 1-14-24-321 電話:090-3805-5701 FAX:03-5460-7421

https://www.ishiwatasroffice.com/



iDeCo 加入後に知っておきたいこと

NO1

社会保険労務士 1級 DC プランナー(企業年金総合プランナー) 石渡 和巳

iDeCo 加入後の運用商品の取り扱い

イデコの運用商品は加入後も変更は可能で す。運用商品を変更する場合、以下2つの変更 方法があります。

1 つ目は、これから積み立ていく商品の種類や 配分を変更する「配分変更」、もう 1 つはこれま で貯まった残高の商品の種類や配分を変更(解 約・売却)する「スイッチング」です。

例えば、毎月1万円の掛金を拠出し現在の資 産残高が 50 万円の場合、毎月1万円の掛金で 購入する運用商品及び配分を変更するのが「配 分変更」、50 万円で保有している運用商品の一 部もしくは全分を売却して他の商品を購入するこ とで商品の種類や配分を変更することが「スイッ チング」です。どちらか1つを変更することも可能 ですし、両方変更することも可能です。

それでは「配分変更」と「スイッチング」の各ポ イントを下記にまとめます。

1・配分変更のポイント

一般的に配分変更には手数料がかかりません。 運営管理機関毎に毎月1回配分変更の締切日 があり、締切日以前の手続は、その月に反映さ れます。締切日時点で設定している割合で当月 の運用商品が購入されます。

お客様の対応の中で勘違いされているケース で配分変更をすることによって自動的にスイッチ ングされていると思われている方が多かったで す。配分変更とスイッチングは連動していないの で保有している商品についても変更されたい場 合は「配分変更」と併せて「スイッチング」が必要 であることを説明してご納得いただけました。

2・スイッチングのポイント

配分変更同様スイッチング自体の手数料は かかりませんが、一部の投資信託では、売却時 に信託財産留保額という解約コストがかかる商 品があります。

またスイッチング手続きは保有している商品を 売却して他の商品を購入するため売却と買付の 指示を同時に出します。そのため手続きが完了 するまでには、長いもので1週間以上かかること もあります。そのため価額が短期間で大きく変動 した時には思った通りの価額で取引できない可 能性もあることがあります。

3・暴落時にどうするか

バブル崩壊、リーマンショック、コロナショック など市場は時には大暴落することがあります。

値下がりすることで投資をストップすることは 必ずしも得策ではありません。売ってしまうことで これから値上がりしたときに資産が回復せずに 大きく資産残高を減らしてしまう可能性がありま す。また下落時は投信の購入価額が下がるため 多く購入することで、値上がり時の利益を大きく することができます(※ドルコスト平均法)。

イデコは60歳まで退場することができません。 その時の相場に一喜一憂することなく長期的視 野で運用を考えて頂ければと思います。

※ドルコスト平均法

ドルコスト平均法とは、価格が変動する商品に 対して「常に一定金額を、定期的」に購入する方 法です。投資金額を一定にすることで、価格が 低いときには購入量(口数)が多く、価格が高い ときには購入量(口数)が少なくなり、平均購入 単価を確平準化させる効果があるため、長期的 な資産形成を行っていく上で有効な方法のひと つと考えられます。イデコで毎月一定額を積立て ていけば、自然とドルコスト平均法を実践できま す。